

令和8年6月5日

令和8年

第3回南部町議会定例会議案

鳥取県西伯郡南部町

## 令和 8 年第 3 回南部町議会定例会付議案件

### 目次（令和 8 年 6 月 5 日提出分）

- 議案第 2 8 号 財産の取得について
- 議案第 2 9 号 財産の取得について
- 議案第 3 0 号 財産の取得について
- 議案第 3 1 号 南部町農業委員会委員の任命について
- 議案第 3 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 3 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 3 4 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 3 5 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議案第 3 6 号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 3 7 号 南部町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 8 号 南部町森林等火入れに関する条例の一部改正について
- 議案第 3 9 号 南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 0 号 南部町公告式条例の一部改正について
- 議案第 4 1 号 令和 8 年度南部町一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 2 号 令和 8 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 3 号 令和 8 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 4 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 議案第 4 5 号 予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について
- 議案第 4 6 号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第 28 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年南部町条例第 51 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 6 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

- 1 取得の目的 南部町学習用タブレット端末購入
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得金額 一金 40,480,000 円
- 4 取得の相手方 鳥取県米子市両三柳 328 番地  
株式会社ケーオウエイ  
代表取締役 小西 慶太

議案第 29 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年南部町条例第 51 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 6 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

- 1 取得の目的 かきっこ保育園備品購入
- 2 取得の方法 一般競争入札
- 3 取得金額 一金 21,395,000 円
- 4 取得の相手方 鳥取県米子市旗ヶ崎 2210 番地  
株式会社はらぶん米子支店  
支店長 袴田 泰弘

議案第 30 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 16 年南部町条例第 51 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 6 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

- 1 取得の目的 緑水園マイクロバス購入
- 2 取得の方法 一般競争入札
- 3 取得金額 一金 8,994,480 円
- 4 取得の相手方 鳥取県米子市二本木 910 番地 3  
島根日野自動車株式会社米子支店  
支店長 上田 優

議案第 3 1 号

南部町農業委員会委員の任命について

南部町農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 8 年 6 月 5 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 6 月 日 同意

南部町議会議長 景 山 浩

恩田 一秀  
井田 厚美  
井上 武  
田邊 元史  
黒木 美由紀  
吉次 純一郎  
庄倉 三保子

（参考）任期：令和 8 年 7 月 2 0 日から令和 1 1 年 7 月 1 9 日

議案第 3 2 号

専決処分の承認を求めることについて  
(南部町税条例の一部改正について)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告して承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 6 月 日 承認

南部町議会議長 景 山 浩

## 専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、南部町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和８年３月３１日

南部町長 陶 山 清 孝

## 南部町税条例の一部を改正する条例

南部町税条例（平成16年南部町条例第54号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「いう。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2中「法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする」を「法附則第15条第24項第1号イに規

定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする」に改め、同条に次の8項を加える。

- 2 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 3 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 4 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
- 5 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 6 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
- 7 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
- 8 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。
- 9 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の

公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に

改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の南部町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例に

よる。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(南部町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 南部町税条例の一部を改正する条例(平成26年南部町条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて  
(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告して承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 6 月 日 承認

南部町議会議長 景 山 浩

## 専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和８年３月３１日

南部町長 陶 山 清 孝

## 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南部町国民健康保険税条例（平成17年南部町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改める。

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### （適用区分）

2 この条例による改正後の南部町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 34 号

専決処分の承認を求めることについて  
(令和 7 年度南部町一般会計補正予算 (第 10 号))

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告して承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 6 月 日 承認

南部町議会議長 景 山 浩

## 専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、令和７年度南部町一般会計補正予算（第１０号）について、次のとおり専決処分をする。

令和８年３月３１日

南 部 町 長      陶 山 清 孝

議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて

(令和 7 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算 (第 1 号))

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告して承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 6 月 日 承認

南部町議会議長 景 山 浩

## 専決処分書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、令和７年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第１号）について、次のとおり専決処分をする。

令和８年３月３１日

南 部 町 長      陶 山 清 孝

別 冊

< 補正予算 >

令和 7 年度南部町一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 7 年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 36 号

南部町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 6 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

## 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南部町国民健康保険税条例（平成17年南部町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「（「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条の2第1号中「第7条の3」の次に「、第9条の7」を加える。

第9条の3の次に次の4条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第9条の4 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.27を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第9条の5 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,073円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第9条の6 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について77円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第9条の7 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 764円
- (2) 特定世帯 382円
- (3) 特定継続世帯 573円

第23条第1項中「)並びに」を「)、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 752円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 54円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 535円
- (イ) 特定世帯 268円
- (ウ) 特定継続世帯 402円

第23条第1項第2号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 537円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 39円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 382円

(イ) 特定世帯 191円

(ウ) 特定継続世帯 287円

第23条第1項第3号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について 215円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 16円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 153円

(イ) 特定世帯 77円

(ウ) 特定継続世帯 115円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保

険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

- ア 前項第 1 号キに規定する金額を減額した世帯 1 6 1 円
- イ 前項第 2 号キに規定する金額を減額した世帯 2 6 8 円
- ウ 前項第 3 号キに規定する金額を減額した世帯 4 2 9 円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5 3 7 円

第 2 3 条第 3 項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び 1 8 歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第 1 号中「第 2 4 条の 3 0 の 5」を「第 2 4 条の 3 0 の 6」に改め、同項に次の 3 号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 4 の規定により算定した所得割額の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 5 の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の 1 8 歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 9 条の 6 の規定により算定した 1 8 歳以上被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の 1 8 歳以上被保険者均等割額）の 1 2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第 2 3 条に次の 1 項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者（以下「1 8 歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付

金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第7項、第8項及び第10項から第17項までの規定中「、第8条」の次に「、第9条の4」を加える。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の南部町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 37 号

南部町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり南部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 6 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

## 南部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

南部町職員等の旅費に関する条例（令和7年南部町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。

第16条第1項第3号ただし書中「第1号の規定により算定した」を「取得した見積」に改め、「とする」の次に「（第1項本文に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であって、第1号の規定により算定した額と合計するときは、この限りでない。）」を加える。

別表第1の1の表北海道の項中「13,000円」を「15,000円」に改め、同表青森県の項中「11,000円」を「12,000円」に改め、同表岩手県の項中「9,000円」を「10,000円」に改め、同表宮城県の項中「10,000円」を「12,000円」に改め、同表福島県の項中「8,000円」を「9,000円」に改め、同表栃木県の項中「10,000円」を「11,000円」に改め、同表群馬県の項中「10,000円」を「12,000円」に改め、同表埼玉県の項中「19,000円」を「16,000円」に改め、同表東京都の項中「19,000円」を「21,000円」に改め、同表石川県の項中「9,000円」を「10,000円」に改め、同表山梨県の項中「12,000円」を「13,000円」に改め、同表長野県の項中「11,000円」を「13,000円」に改め、同表静岡県の項中「9,000円」を「12,000円」に改め、同表愛知県の項中「11,000円」を「12,000円」に改め、同表三重県の項中「9,000円」を「12,000円」に改め、同表京都府の項中「19,000円」を「20,000円」に改め、同表大阪府の項中「13,000円」を「16,000円」に改め、同表兵庫県の項中「12,000円」を「17,000円」に改め、同表奈良県の

項中「11,000円」を「12,000円」に改め、同表鳥取県の項中「8,000円」を「9,000円」に改め、同表島根県の項中「9,000円」を「12,000円」に改め、同表岡山県の項中「10,000円」を「14,000円」に改め、同表広島県の項中「13,000円」を「14,000円」に改め、同表山口県の項中「8,000円」を「9,000円」に改め、同表愛媛県の項中「10,000円」を「12,000円」に改め、同表高知県の項中「11,000円」を「12,000円」に改め、同表福岡県の項中「18,000円」を「17,000円」に改め、同表長崎県の項中「11,000円」を「13,000円」に改める。

別表第1の1の表宮崎県の項及び鹿児島県の項中「12,000円」を「11,000円」に改める。

別表第1の1の表沖縄県の項中「11,000円」を「12,000円」に改める。

別表第1の2の表中「26,000円」を「29,000円」に、「32,000円」を「30,000円」に、「15,000円」を「17,000円」に、「21,000円」を「24,000円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の南部町職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 38 号

南部町森林等火入れに関する条例の一部改正について

次のとおり南部町森林等火入れに関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日

南 部 町 長      陶 山 清 孝

令和 8 年 6 月    日      決

南部町議会議長      景 山      浩

## 南部町森林等火入れに関する条例の一部を改正する条例

南部町森林等火入れに関する条例（平成16年南部町条例第144号）の一部を次のように改正する。

第17条中「異常乾燥注意報又は火災警報」を「乾燥注意報、林野火災注意報、火災警報又は林野火災警報」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 39 号

南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

次のとおり南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 6 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

## 南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成16年南部町条例第123号）の一部を次のように改正する。

第16条中「261円」を「277円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第16条の規定は、この条例の施行の日以後に行う収集、運搬及び処分に関し占有者から徴収する手数料について適用し、同日前に行われた収集、運搬及び処分に関し占有者から徴収する手数料については、なお従前の例による。

議案第40号

南部町公告式条例の一部改正について

次のとおり南部町公告式条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月5日

南部町長 陶山清孝

令和8年6月 日 決

南部町議会議長 景山浩

## 南部町公告式条例の一部を改正する条例

南部町公告式条例（平成16年南部町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表の」を「電磁的記録により町のウェブサイトに設置した」に改め、同項ただし書中「天災事変等により掲示場に掲示して行うことができないときは、公衆の見易い場所に掲示してこれにかえることができる」を「電磁的記録により難い場合は、別表の掲示場に掲示して行うことができる」に改める。

第3条を次のように改める。

（規則の公布）

第3条 町長が定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び町長名を記入しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規則に準用する。

第4条第1項中「して、町長印を押さなければならない」を「しなければならない」に改める。

第5条第2項中「、「町長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別 冊

< 補正予算 >

令和 8 年度南部町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 4 号

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

次のとおり鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を変更すること  
に関し協議することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）  
第 2 5 2 条の 7 第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項  
の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 6 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

鳥取県行政不服審査会共同設置規約の一部を改正する規約

鳥取県行政不服審査会共同設置規約（平成28年南部町告示第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第1条関係）</p> <p>倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合</p>	<p>別表（第1条関係）</p> <p>倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、<u>米子市日吉津村中学校組合</u>、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合</p>

附 則

この規約は、改正後の鳥取県行政不服審査会共同設置規約別表に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合並びに鳥取県の協議が調った日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

議案第 4 5 号

南部町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る  
事務の委託に関する規約を定める協議について

次のとおり南部町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会  
に係る事務の委託に関する規約を定めることに関し協議することについ  
て、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項に  
おいて準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議  
決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日

南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 8 年 6 月 日 決

南部町議会議長 景 山 浩

## 南部町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約

### (委託事務の範囲)

第1条 南部町（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、予防接種法（昭和23年法律第68号）第15条に規定する定期の予防接種等を受けた者に生じた健康被害の救済措置に係る手続の適正かつ円滑な処理に資するため、「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」（昭和52年3月7日衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知）で求められる予防接種健康被害調査委員会の設置及び運営事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

### (管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程等（以下「条例等」という。）に定めるところによるものとする。

### (経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。  
2 前項の経費の額及び交付の時期は、鳥取県知事（以下「知事」という。）が、南部町長（以下「町長」という。）と協議して定める。

第4条 知事は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において、甲の委託事務及び甲以外の市町村が委託する第1条に掲げる事務に要する経費を合算して計上するものとする。

### (決算の場合の措置)

第5条 知事は、法第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を町長に通知するものとする。

### (委託事務を廃止する場合の措置)

第6条 委託事務を廃止する場合においては、第3条第1項の経費に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、知事がこれを決算する。

### (条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部を改正しようとする場合においては、知事は、あらかじめ、町長に通知しなければならない。  
2 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等の全部又は一部が改正された場合においては、知事は、直ちに当該条例等を町長に通知しなければならない。

### (雑則)

第8条 本規約に定めのない事項又は本規約に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

この規約は、令和8年7月2日から施行する。

議案第46号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月5日

南部町長 陶山清孝

令和8年6月 日 決

南部町議会議長 景山 浩

指定管理者に管理を行わせる 公の施設の名称	指定管理者に指定する 団体の名称	指定の期間
円山地区集会所	円山区 区長 安部 弘志	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで
荻名地区集会所	荻名区 区長 仲田 未来	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで
池野地区集会所	池野区 区長 安原 啓吾	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで
鶴田地区集会所	鶴田区 区長 石垣 敬二	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで
林構集会所	賀祥区 区長 秦野 諭示	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで
長田集会所	長田区 区長 細田 和正	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで
笹畑集会所	笹畑区 区長 長尾 佳史	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで
戸構集会所	戸構区 区長 北山 敏晴	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで
東西町集会所	東西町地域振興協議会 会長 黒木 美由紀	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで
若草公園	荻名区 区長 仲田 未来	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで
市山公園	市山区 区長 山中 渉	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで
寺内公園	寺内区 区長 小谷 美樹雄	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで
田住公園	田住区 区長 福井 龍斉	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで
御内谷公園	御内谷区 区長 梅原 正	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで
朝金公園	朝金区 区長 赤井 智則	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで

池野公園	池野区 区長 安原 啓吾	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで
鶴田公園	鶴田区 区長 石垣 敬二	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで
宮前一公園	宮前一区 区長 加藤 光夫	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで
阿賀公園	上阿賀区 区長 景山 功	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで
福成公園	坂根区 区長 松岡 千寸	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで
原公園	原区 区長 加納 知春	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで
法勝寺集落活性化施設	法勝寺宿自治会 会長 枝野 良	令和8年9月1日から 令和11年8月31日まで